

監査委員公表第13号
令和4年(2022年)12月27日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

柏崎市監査委員 土田 茂博

柏崎市監査委員 内山 万寿男

柏崎市監査委員 若井 恵子

記

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに執行した財務に関する以下の事務

監査対象課	監査対象事務
子ども未来部 子育て支援課	ア 税外収入金の徴収事務 (ア) 未熟児養育医療費患者一部負担金 (イ) 行政財産目的外使用料 (ウ) 児童クラブ使用料 イ 報酬の支給事務 (ア) 子ども・子育て会議委員報酬 (イ) 予防接種健康被害調査委員会委員報酬 ウ 契約事務 (ア) 修繕請負契約 (イ) 業務の委託契約 エ 補助金等の交付事務 (ア) 子育て応援券事業交付金 (イ) 子どもの屋内遊び場施設利用券事業補助金 (ウ) 子どもの遊び場施設等整備事業補助金 (エ) 子育て世帯への臨時特別給付金 (オ) 高等職業訓練促進給付金

監査対象課	監査対象事務
子ども未来部 子どもの発達支援課	ア 税外収入金の徴収事務 行政財産目的外使用料 イ 契約事務 業務の委託契約

(2) 選定理由

監査の対象とした事務については、各業務統制担当課から財務事務の執行に係る適正な事務処理について周知されていること及び監査対象課の特殊性などを考慮のうえ、監査対象課の実効性と周知内容の有効性などを検証するため監査対象とする。

2 監査の目的

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、今後の行政運営に資することを目的とする。

3 監査対象事務及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、監査対象事務の主な着眼点を次のとおり設定した。

監査対象事務	主な着眼点
(1) 税外収入金の徴収事務	ア 調定は適正に行われているか。 イ 納入の通知は適正に行われているか。 ウ 使用許可手続は適正に行われているか。 エ 現金の取扱いは適正に行われているか。 オ 領収書の取扱いは適正に行われているか。 カ 納期限までに納入がされていない場合の督促及び延滞金の徴収は適正に行われているか。 キ 関係帳簿の整理は適正に行われているか。
(2) 報酬の支払事務	ア 委嘱手続は適正に行われているか。 イ 支払対象者及び支払金額の把握、計算は適正に行われているか。
(3) 契約事務	ア 契約の方法、手続は適正に行われているか。 イ 契約締結事務は適正に行われているか。 ウ 契約の履行確認は適切に行われているか。
(4) 補助金等の交付事務	ア 交付要綱は整備されているか。 イ 事務手続は適正に行われているか。 ウ 交付対象及び交付金額の把握、計算は適正に行われているか。

4 実施する手続の内容

財務に関する事務の執行が法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているか、また、各業務統制担当課の指示に基づく事務処理が適正に行われ、かつ有効に機能しているかなどを、関係帳簿及び証拠書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどして実施する。

5 監査の期間

令和4年（2022年）11月1日から令和4年（2022年）12月7日まで

第2 監査の結果

監査を実施したところ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、指摘事項（別紙）については、速やかに是正するとともに、検討、改善を加え、的確な財務事務の執行を望むものである。

指 摘 事 項

子ども未来部 子育て支援課

1 契約事務

監査対象	修繕請負契約（3件抽出）
指摘事項	指名競争入札手続が不適切である。（1件）
根拠法令	柏崎市財務規則
監査書類	入札執行伺、入札書、入札調書、契約書、履行届、検査調書、請求書 等